

地主は昭和九年度小作料の元納を請求し昭和十年九月十日
六日内容証明郵便にて前納金の請求をなしたるも小作人
は二割減額を要求し越せざる為同月二十一日土地利用契
約解除の通知を致し十月四日昭和九年、十年度分小作料
の徴収押戻分を執行すると共に各區別耕地に之を備わせ
り。

と、小作人側の態度

小作人側は在りては口頭に加蓋し自家町文庫を組織し率
額中昭和十年十月一日暫山利益賦か賦法し内納を生じた
る趣同月四日地主より徴収押戻分を交付たる為日取本部
と調束協議したる結果積極的文致をなさず。
小作人は之に憤慨し同人たる地九小作側の態度を強く
ると共に至成協佐に加蓋し金水福西藤柳合會幹部和田重

敷、吉竹宿、本町並至長瀬佐賀能長北口条の外接を併て十
月八日座落組合土地管理課宛意見を申込みたり。

り、意見状況

十月八日午後二時座落組合備（地主側）二〇名、小作人
側二一名會集す。

小作人側は北口条より昭和九年度小作料減額金定額不公
平なりと難詰し更に座落組合利用部が取込地主の恠備極
端となりつつあり、座落組合の如きも小作人より選出せ
す従つて小作金定も地主側に有利なりと積極的攻勢に出
で、九年度分小作料全免。土地管理の改善方法。徴収押
戻分の趣直。小作料水久二割減請求。日照給を直さ父歩
したるに座落組合備は臨時幹事會の開催等種々対策を考
究したるも遂に互の如き大譲歩に依り屏以せり。